

第二十四回国会 建設委員會議録 第二十一号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事内海 安吉君 理事大島 秀一君

理事荻野 豊平君 理事瀬戸山三男君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 荒船清十郎君

伊東 隆治君 大高 康君

木崎 茂男君 久野 忠治君

高木 松吉君 中川房次郎君

中村 寅太君 二階堂 進君

廣瀬 正雄君 松澤 雄藏君

松永 東君 山口 好一君

今村 等君 楠 兼次郎君

山下 榮二君 山田 長司君

渡邊 惣藏君

出席政府委員

総務府事務官(自治庁行政部長)

小林與三次君

大藏事務官(主計局長)

原 純夫君

建設政務次官

堀川 恭平君

建設事務官(大臣官房長)

柴田 達夫君

建設事務官(計画局長)

町田 稔君

建設技官(官給局長)

小島 新吾君

建設技官(首都建設委員会事務局長)

松井 達夫君

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

三月三十日 委員薩摩雄次君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の名前で

委員に選任された。

三月二十九日

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法制定促進に關する請願(池田正之輔君紹介)(第一六七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

首都圏整備法案(内閣提出第一三八号)

官庁官給法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

都市公園法案(内閣提出第一三二二号)(予)

○徳安委員長 これより會議を開きます。

官庁官給法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は前回をもって終了いたしました。官房長、この際官房長より發言を求められておられますから、これを許します。官房長、

○柴田政府委員 今回御提案になっております官庁官給法の改正案につきまして、建設省としての意見をこの際表明させていただきます。

本案につきましては、政府といたしましては全く賛成でございます。本案の内容によりまして、従来から懸案となっておりました官庁官給法の官給の統一

ということにつきまして、完全の域とまでは申すことはできないにいたしましても、相当の程度につきまして統一できるという意味におきまして、これは非常に貢獻するところが多いものであると確信いたすものであります。もし本案が成立いたします場合には、政府といたしまして、この趣旨に基づきまして一そう官庁官給法の統一、合理化ということに努力をいたしまして、成果をあげたいものと念願をいたして、いような次第でございます。

以上建設省の所信につきまして、一言私どもの見解を表明いたしました次第でございます。

○徳安委員長 内海君より本案に対する修正案が提出されております。この際提出者より趣旨説明を求めます。内海君。

○内海委員 修正案の案文を朗読いたします。

官庁官給法の一部を改正する法律案に對する修正案

官庁官給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

第九条の三の見出し及び同条第一項中「維持管理」を「保全」に改め、

同条第一項中「附帯施設を」の下に「政令で定める技術的基準に従い、」を加え、同条第二項を削る。

第十二条第一項の改正規定中「並びに合同庁舎」を削り、同条第三項の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

附則第三項中の建設省設置法第十二条第一号の二の改正規定及び附則第四項中の北海道開港法第十二条第一項第一号の二の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

修正理由を申し上げます。

本案第九條の三には、各省各庁の長は、その所管の建築物等を維持管理しなければならぬ旨規定されており、現行の国有財産法第五條に同様の規定がありますので、重複を避けるため「維持管理」とありますのを「保全」に改めることが適當と考えます。また本案第十二條第一項には國家機關の建築物と並べて「合同庁舎」の字句がありますが、合同庁舎も國家機關の建築物の一種でありますから、この字句を削除することが適當であると考へるのであります。以上。

○徳安委員長 ただいまの内海君の説明に對し御質疑があればこれをお許しいたします。御質疑がないようでございますから、本案を討論に付したいと思います。

討論の御通告もありませんので、討論を省略し直ちに採決いたしました。存じますが、御異議はございませんか。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

官庁官給法の一部を改正する法律案及び内海君提出の修正案について採決いたします。まず内海君提出の修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって内海君提出の修正案は可決いたしました。次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。これにて本案は修正議決いたしました。なお報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○柴田政府委員 前回の委員会におきまして、三鋼委員から、参考資料としてお配りいたしました表の中で、保証金事故の昭和三十年度におきまして東日本建設業保証会社の内容についてお尋ねがございました。取り調べて申し上げます。その内容を申し上げます。

昭和三十年度の東日本建設業保証会社の建築工事の事故に一千二百四十三万円の弁済をなしたという事実がございます。この内容は、発注者は防衛庁

の東京建設部であり、請負者は長建設株式会社でございます。工事は浜松の防衛庁の航空通信学校の工事でございます。工事費は五千二百六十万円でございます。そのうち三割の一千五百七十八万円が前払い金となっております。そのうち三百三十四万円の出来高のところで工事が中絶いたしました。事故といまして、その差額の、一千五百七十八万円の前払い金から、でき上りおりました高を差し引きました。一千二百四十三万円の事故金額が保証会社から支払われているのでございます。この原因は同会社の倒産によるものでございまして、その結果現在その会社は営業休止の状況にあるような次第でございます。完成保証人があるけれども、完成保証人の方は違約金を払いまして保証を拒否いたしましたので、防衛庁において請負契約を解除した結果、残工事につきましては、別に入札をいたしまして、別業者によって現在完成をいたしておりますような次第でございます。

以上、御報告を申し上げます。
○徳安委員長 本案を討論に付します。本案に対する討論の通告もないようでありまして、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと存じますが、御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決しました。
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。
なお報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 次に都市公園法案を議題とし、審査を進めます。
質疑の通告がございますから、これをお許しいたします。三鍋義三君。

○三鍋委員 都市公園と国立公園との関係につきまして、第二条第三項の規定によると、国立公園法に基づく公園施設などは、都市公園の公園施設から除外されることになっております。都市公園内に国立公園の計画に基づく公園施設ができたような場合には、当然にその施設の管理は国立公園の管理者が行うことになるかと思うのでございまして、従来国立公園の管理は、都道府県知事がこれを委託されてやっております場合が多いので、市町村長の管理する都市公園にそのような施設が設けられた場合には、管理が二分化するようになってしまうのであります。こういう点から考えまして、せっかくのこの法案が適切を欠くおそれがあると思うのであります。この点についての御見解を承わりたいのであります。私はこのような場合には、原則としてその施設などの管理は、都市公園の管理者すなわち市町村長がやるのが当然である、このように思うのでございまして、これに対するところの御所見を承わりたいのであります。

○町田政府委員 たいま御質問のありましたように、国立公園の一部に都市公園がございまして、都市公園に国立公園の施設が設けられる場合には、この施設の管理は、国立公園法の規定に基づき管理者が管理いたしますことになっております。国立公園法の規定によると、国立公園の施設として設けますものについての管理は、おおむね地方公共団体となっておりますので、原則として都市公園の施設の管理者と一致することが多かろうと思っております。しかしながら、国立公園の施設を直接国が設ける場合、それから市町村の管理いたしております都市公園内において、府県知事が国立公園の施設を管理するという場合が、今お話のございましたように考えられるのでございまして、しかしその際には、まず都市公園に国立公園の施設を設けるにつきましては、十分都市公園の管理者と協議をいたしまして、この規定に基づきまして、第七条によりまして設ける施設も制限を受けることとなります。第七条に該当いたします国立公園の施設は設けることを得ませんし、またそれを第七条に該当して設けました場合には、国立公園以外の他の施設と同様に、その当該施設の管理者がこれを管理することは当然だと考えられるのでございまして、この点につきましては事実上支障がないものと考えております。

○三鍋委員 次に国立公園法の第八条の第二項を見ますと、主務大臣は国立公園の風致維持のために特別地域を指定したり、あるいは景観維持のために特別保護地区を指定したりすることができるとなっております。この特別地域とか特別保護地区に指定されるのは、大体全国に現在どのくらい

の範囲に設けられておりますか。
○町田政府委員 国立公園法の関係は厚生省で主管いたしておりますので、正確な資料を持ち合せておりませんが、第八条に規定いたしております特別地域はごく狭い範囲で、風致の維持上特に必要な地域についてこれを国立公園として指定することになっておるわけでございます。ごく狭い地域で指定いたしております。これは現在厚生省の方で地域を指定いたしておりますが、個所数につきましては、国立公園の数は二十九所ございます。それから景観維持のための特別保護地区は国立公園につきまして一カ所以上ございまして、それで二十カ所以上の特別地域が指定されておることになっております。

○三鍋委員 都市公園施設についてもこのような地域や地区の指定ができるのかどうか、これをお聞きしたい。できるとすれば、これらの地域については工作物の新築あるいは水面の埋め立て、木竹の伐採、家畜の放牧その他いろいろの制限を受けるわけでありまして、都市公園についてやたらにいろいろな制限がなされた場合、都市公園としての十分な機能を発揮することができないようなことになるのではないかと、このように考えるのでございまして、この点いかがでございますか。
○町田政府委員 今御意見のございましたように、都市公園の地域をかぶって特別地域を指定することは可能でございます。その場合には都市公園に對します法律と、それから国立公園法とが両方適用になるわけでございます。

が、この際に国立公園地域内には、都市公園の適用を排除することは、国立公園の目的達成上適當を欠く場合が多いと思っております。と申ししますのは、国立公園内におきましては、特別地域等を指定いたしまして、特に景観の維持上、ある種の景観を阻害するような行為の制限をいたしておりますが、そういうことにつきましては、たとい都市公園内といえどもこれを行うべきものではないと思っております。この点につきましては都市公園が国立公園内にあります際には一種の制限があるわけでありまして、しかしながら、他方国立公園内の都市公園におきましては、この都市公園法によりまして、各種の国立公園内に設けた施設といえども、特別の場合でない限り、たとえは第七条の各号に該当する場合でない限り、これは設けられないのでございまして、この点は都市公園の目的に合致したように国立公園の運営をせざるを得ないわけでありまして、両者の法律が相併存して適用されることは、地域がダブります以上はやむを得ないものと考えておるのでございまして。
○三鍋委員 二つのものがダブっていることは、これはある程度やむを得ないと思っておりますが、私たちがやはり心配するのは、そういう明らかやばり心配するのは、そういう明らかやばり心配する場合における運営、これに何かそこを来たしまして、両方の目的が達せられないというようなことを心配してこの点をお尋ねしたわけでございます。

次に公園管理者以外のものの公園維持についての項につきましてお尋ねしたいと思っておりますが、第五条の規定により

ますと、「都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限る。公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができない。」ことになっておりますが、みずから設けまたは管理することが不適当または困難であるというものは、どういふ場合を考へておられるのございませぬか。

○町田政府委員 都市公園に設けます公園施設は公園管理者のみならずが行いますことが最も望ましいと思つてございませぬ。しかしながら特に第五條におきまして、公園管理者以外のものが公園施設をみずから設け、または管理することができるよう規定いたしましたのは、たとへば公園施設の中には売店とか軽食堂等のように地方公共団体がみずから経営することが必ずしも適当でないものがございますし、なお財政上、技術上の理由等によりまして、その他の施設につきましても公共団体が設置したり管理することが困難である場合がときどきございます。それでそういう場合に、管理者以外のものがこれを設け得るように規定を設けた次第でございます。

○三編委員 これはいろいろな公園に具体的問題としてあると思つてございませぬが、たとへば日比谷公園の松本樓でございますが、この状態を私たちが実際に見てみますと、公園を利用する人にとっては何ら便益というものがありません。便益がないというよりも、むしろあやういものがあるために、これを利用する人々の自動車とか、そういうものの出入りによりまして、公園で慰安したり、あるいはいいこの場所を求めにくる人に迷惑を与えておるのではないか、こゝろ思つております。今後こういう公園利用者により関係のない、むしろ迷惑を与えるようなそういう施設は設けるべきではないと思つし、また現在あるものを、何らかの処置を講じて撤去せよとかなんとかする必要があるのではないかと、そういうところまで積極的にいって、初めてこの都市公園法の設置される意義も私はあると思つてございませぬが、ちよつとごまかすあまりに具体的であるかもしれぬけれども、この松本樓などはどうしてあやうい所にあやういものができたのか、そのいきさつがわかりましたら御説明願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 今御意見のございませぬように、都市公園に公園施設として必ずしも適当でない施設が非常に多く設置を見ておるのでございまして、これは従来都市公園法のような公園を管理いたします規定がございませぬので、その設置はやむを得なかつたわけでございませぬ。それで今御意見のございませぬ通り、そういう公園に設けることを不適当としたします施設を今後設置することを制限いたしますためにこの公園法が必要でございませぬので、御審議をいただいておりますのでございませぬ。現在の松本樓は、最初は公園施設のためのために休憩所等を兼ねて設けられたのでありますが、その後その運営が多少公園施設として不適当な運営になっておるよう認められます。これらの具体的な施設についての将来の処置につきましては、公園法が施行になりました後に十分検討いたしまして、善処をいたして参りたいと思つてございませぬが、その点につきま

しては、特に公園法の付則の第五項におきまして公園施設以外の既存物件に関する経過措置を規定いたしましたのでございませぬ。それで全国に公園施設以外の各種の御指摘になりましたような施設が存置されております場合に、この経過規定によりまして、今直ちにそれらの物件を撤去いたしますことは、実情として不可能な場合が考えられますので、最長五年間だけはその施設の存置を許すように考へております。その後につきましては、その五年間の期間内に極力公園施設に変更されるよう行政指導をいたして参りたいと思ひますし、なおそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去せよというように考へておる次第でございます。

○三編委員 松本樓がどのようにしてあやうい形になってきたのか私どもわからないのでございませぬが、私の心配するのには、初めはちよつとした売店みたいなものだんだんと増設されていって、現在のようなあやうい不当な高層な建築物になっていくということが、自然的に、なかなか巧みに、あるいはたくましくあやうい工合になつていくことがやはりあり得ると思つております。今後こういう施設、料亭といったようなものは絶対に許可されないう方針かどうか、それをはっきりとごて御説明をお願いしたいと思つております。

もう一つそれに続きまして、この第十條を見ますと「原状に回復することが不適当な場合においては、この限りではない。」これを見ますと、ひがみかもしれぬが、何かそれをまた擁護するようなら、裏づけをしている条項のようにもとられるのでありますけれども、これ

と関連いたしましたして今の問題を一つ明確に御答弁願ひたいと思ひます。
〔委員長退席、内海委員長代理着席〕

○町田政府委員 この都市公園法によりますと、第五條の二項に「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならぬ。」ようにいたしてあります。それで今後一たん設けられました公園施設が許可なくして他の施設に変わるようなことは起り得ないと思ひます。ことに後段におきましては「許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。」というように許可を受け直す必要があるように規定いたしておるのでございまして、その心配はないと思ひます。ことに許可を受けずして変更いたしました場合には、罰則の規定を設けまして処罰いたすようになりませぬので、この点は従来と違ひまして、非常にその強行をすることが容易であると存するのでございませぬ。

なおただいま御質問のございました第十條の原状回復の点につきましては、これはたとへば公園内の地下に水道管あるいは下水管等が埋まつておりました、それが不要になりましたときにも特に掘り出して原状回復をするという必要はございませぬので、そういう場合にだけ適用する意味におきまして規定がございませぬ。御指摘のような例はこの規定では適用がないのでございませぬ。

○三編委員 第五條の第三項に「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。」こゝろ一つ打ち出して、これを更新するときの期間についても、同様とする。」となつておりますが、この意味をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 公園施設につきましても、公園管理者が管理いたしますのが望ましいわけでございますので、公園管理者以外の者につきましては、その管理をいたします期間を限定いたしまして、特に十年としたわけでございます。しかし十年を経過いたしました従来設置し管理いたしておりました公園管理者以外の人に継続してこれを管理させることが適当な場合もありません。ことに許す規定を設けましたのであります。原則としては公園管理者が、期間が経過いたしました後は管理を引き継ぐということをお考へておる次第でございます。

○三編委員 大体それに適用されるような施設というものは現在どういふものがあるか。また今後どういふものが予想されますか。

○町田政府委員 特に公園管理者が管理することが不適当な施設というものは、比較的少いのであります。私たちが予想いたしておりますのは、主として売店あるいは軽食堂という類を現在予想いたしております。

○内海委員長代理 ほかにも御質疑はございませぬか。御質疑がなければ、予備審査の段階における質疑はこれにて終了いたしたいと思ひます。御異議はございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長代理 御異議なしと認めさうに決します。

○内海委員代理 次に首都圏整備法案を議題とし審査を進めます。ちょうど大蔵省の原主計局長、自治庁の小林行政部長がお見えになっております。御質疑があればお許しいたします。二階堂進君。

○二階堂委員 たいま提案されております首都圏整備法案につきまして簡単に二、三要点について質問してみたいと思つてあります。今回東京都を中心とし、さらにこれに隣接する地域の整備を目的とせられまして本法を提出されたのでございますが、たいま提案になっておりますこの法案の内容を検討いたしますと、昭和二十五年でありましたか制定されました旧法に比較して、やや私は前進をいたしておる法案だと考へるのであります。しかしながらこの日に日に膨大になっていきます大東京の整備、並びに近接する地域の政治、経済、文化、これらの総合的な計画についての專業というものはきわめて膨大なものであります。この計画を実施されるに当りましては、強力な一つの機関を設けて、この実現をはからなければこれは無意味だと考へます。すなわちこの計画を思い切つて立てて、そしてこの計画に伴う予算的な裏づけあるいは資金的な裏づけというものをなさなければ、幾らいいな法案をお作りになつても実施が伴わないことになつて、骨抜きな法案でしかないといふふうに考へられるのであります。たとへば東京都の交通網の整備一つを考へてみましても、大へんな仕事だと考へておられます。今にしてこのよきな実施計画を立てて、相当思い切つた仕事を断行しなければ、この仕事が一、二日おくれればおくれるほど事

業の実施も困難になるし、またこれに伴う財政的負担も増加していくという事態に直面していくことは明らかである。私は考へておるのであります。このよきな見地に立ちまして提案されておりますこの法案を検討いたしますと、内容的には私はきわめて不利な点が多いように察知いたしたのであります。もちろんこの法案に伴う予算的な措置もいたされておられますし、また具体的な計画は今後立てられるという法案でありますので、これらについて具体的な質問ができません。できませんが、私はこの程度の法案の内容であつては、先ほど申し上げておきますよきな大きな仕事の実現は、きわめてむづかしいといふふうに考へるのであります。この点について政務次官は一体どのように考へられておられますか、まずその点を第一点として伺ひたい。

○堀川政府委員 二階堂委員の御質問はよく私もわかるのであります。できるだけ強い法案を作ることとが本旨でなければならぬといふことであるのであります。御承知のように、この法案を委員会へ提出して審議を願つておるのであります。前、首都建設委員会より強いものをここにあげておるのではなからうかと私は考へておるのであります。そこで首都圏の範囲の点につきましても、前は五十キロの円形といふよりな幅の狭いものであつたのであります。今回は大体七、八十キロから百キロくらいの程度になるのはなからうか、かように考へております。県にいたしましては千葉、神奈川、埼玉、茨城、群馬、栃木、茨城も入れてくれといふよきな御要

望もあるものであります。そういうふうにしてできるだけ相当広範囲に考へていきたいといふことではあります。これも各方面の今度の委員の方々の意見によつてきまることと存するのであります。なお委員の点につきましては、どうしても相当一流の人物によつてやつていただかなければならぬ。いわゆる都市計画とかあるいは土木建築の一流の人物、あるいは自治行政の一流の人物といふよきな人によつてこれを立案していただきたい、かように考へておるのであります。

○二階堂委員 たいま伺ひしますと、計画をお考へになつておる区域といふものも相当広範囲にわたるよきな伺ひのであります。従ひまして私は、先ほどから申し上げておきますよきに、これは単に旧法に基いての東京都内の仕事だけでなく大へんな仕事であります。加えて今後計画を立てて專業を実施せられるといふ区域は、先ほど政務次官も申されましたごとく、大へんな広域にわたる産業、経済、文化すべてにわたる総合計画をお立てになつて、そして整備しようといふことであるので、相当思い切つた計画も立てておられるし、また計画をお立てになつただけではこれは無意味である。これに伴う予算措置が相当思い切つてなされなければ、この法案は死文にひたしものになつてしまふといふ心配を、私はまずこの法案を見て痛切に感じますので、この実施に伴う将来の予算措置については、十分一腹をきめて取り組んでいただきたい、かように考へるわけでありませう。

つきましても、委員長のほかは四名の委員もお作りになるよきに出しておりますが、たいまの政務次官の御意見によりますと、相当慎重に、りっぱな人をお述べになつておられます。私はしごくもつともな考へ方だと思つておられます。たくさんの人を連ねる必要はない。ほんとうに総合計画を立てるよきに、おいて意見といひ、その力といひ、また技術的な考へ方においても、人後に落ちないりっぱな人をそのよきに据えていただくことが人選上大事な要件ではないかと考へておるのであります。この点につきましては、政務次官の御意見と私は意見を同じくするものでありますので、要望として私の意見をつけ加えておきます。

こまかい点につきましてはいろいろ質問をいたしたい点もあつたけれども、要点的に限つて私は質疑をいたしてみたいと思つておられますが、次にお伺ひしたいことは、国の補助の規定に関する点であります。第二十条には、開発区域内における学校建設に関する補助の規定があります。御承知のごとく住宅公団によつてかなり多くの集団住宅が建てられるよきになつたのであります。昭和三十一年度におきましても、住宅公団の計画の中にも、四、五千戸、それ以上になんとなつたよきな住宅建設の計画が東京都を中心とした付近にあるのではないかと考へるのであります。このよきに集団的な住宅を建てて参りますと、その問題の一つに学校の建設が出てくることは当然であります。この住宅公団の予算の中にも、当然子供のよきな学校の施設を同時に作つていく必要が

あろう。それでなければ子供が遠いところの学校に通わなければならぬといふよきな、非常に不便な状態もできてくるよきなことを考へまして、当然住宅公団の集団住宅を作るよきなときには、その一部の予算として学校の建設も同時に並行して考へていくべきではないかといふ意見を私は述べて参つておられますが、私はよく勉強しておられますが、公団住宅の何千戸以上になる集団住宅の予算の中に、学校建設の予算が本年度は考へられていないのではないかといふよきには考へるのであります。そこで東京都及び近郊の開発区域の中には、やはり住宅問題も同時に総合的に考へていく必要があつたと思つておられます。このよきな場合に、学校の建設の必要を考へられて、この二十四条の中に補助規定を設けられたこととはきわめて適当な考へ方だと考へておられます。しかしこの規定を見ますと、非常に補助の程度が少ないのよきな、これをみますと、予算の範囲内、これはもちろん大蔵省当局はいつもつける文句であります。これは当然のこととあります。「予算の範囲内、小学校の施設にあつては、その建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつては、その建設に要する経費の二分の一以内を補助することができるといふよきには書いてあります。これは補助規定を設けられたことは非常にいいと思つておられますが、しかしながら東京都及び近郊の市街地開発区域内の一つの計画を立てて住宅建設をやられる、こいつの計画が立つた場合、その計画を推進するために、ある程度思い切つて補助を与えて、住宅も学校も並行して建てていくよきな

施策が行われなければ、この計画を強力に実施することはきわめてむずかしいのではなからうかと考えておられます。〔内海委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、大蔵省の原次長も見えておられますが、本年度の住宅公団の中の学校の施設あるいは学校施設に必要な用地の予算というものを、建設省、住宅公団の方からその予算の要求があったと思えますが、あなたの方でこれは不必要だというような——結果から見ますと予算がついていないということであれば、あなたの方でその予算はとも困るというふうにおっしゃったのではないかと思うのであります。どうも理由で、そういうことになったのか、そのことが一点。

それから文部省の規定によりますと、小学校と中学校では建設についての補助が違っておりましてはなからうかと思っておりますが、このことも私よく勉強しておりますのでわかりません。しかしなぜ小学校と中学校の建設の補助を二分の一と三分の一に違えたのか。これは同じ学校の建設に必要なものならば、二分の一あるいはそれ以上の補助は当然なざるべきものだと思います。思うわけでありまして、それは一つの計画ができ、その計画を強力に推進しようというために法案が出るのです。だから小学校の場合と中学校の場合と文部省の規定によって違っているから、その法律の通りにこれを実施すればいいのだというふうなことであれば、この非常に膨大になっていく東京都の整備、あるいは近郊地域の整備計画を実施する上において手ぬるいのではないかと思うのです。これはある程度思

い切つて補助を出すというふうにお考えになるのが適当じやないかと考えておられます。この点について私大蔵当局にお尋ねをいたしてみたいと思っておりますが、原さん、この二点についてどうですか。

○原政府委員 第一の御質問、つまり住宅公団の予算において学校の建設費ないし敷地の費用を認めない理由はどうかということですが、いろいろの御要望もあるものであります。何分少い資金でたくさん住宅を建てたい、そして一般に学校の建設の費用は、御案内の通りに地方団体が一部補助をもらい、一部起債等の財源でやることになっておられます。もちろん首都圏地域、あるいは住宅公団の活動します地域の公共団体も、それぞれ財政の苦しい中でありまして、どちらかとおっしゃると、大体ただいま公団でやっております地域は集中的な人口の多いところ、都市の中でも特に大きなところを中心にしておりまして、そういう補助以外の財源の調達に当っては、たとえは起債の能力にしろその他いろいろなところから、せつかくそういう力を出していただくというふうなつもりで、一方に住宅をよけい作りたいという強い気持がありまして、そういうようなことが合わさりました。ただいまの公団予算には学校の費用は見られないということになっておるので、御了承願いたいと思っております。

それから第二点の、二十四条の中学校と小学校について補助率が違いますが、この点でございまして、これは実は基本法といえますか、一般法で小学校、中学校の補助率がどういふふうになってお

ります。それをそのまま引き写したものであります。それではちっとも新味がないじゃないかということにもなりません。が、実は一般法の中では小学校、中学校の児童生徒数を、前の年の五月三十一日でございまして、こういう時期に実際に調べた人数がある程度を越えておられるという場合に学校を建て、その場合に補助をするというふうになっておられますが、首都圏を作り出す場合にはかなり雄渾に計画をきめて、大きな団地を選んで、いわば町作りをするようなわけでありまして、前の年の五月三十一日にそこに家があらぬかという問題で、それはいかぬという御主張がありまして、それはその通りだということ、その制限を排除してやっつけたいということに重点を置いたわけなのであります。補助率につきましては、先ほど申しましたように団体の財政力を考えましたも、やはり一般の補助率でよろしかろうと思つたわけなのであります。中学校と小学校に差がありますのは、大体昔の学制から六・三制になりまして義務教育が延びました。そのために、大体昔か何と申しますか、小学校の建物は地方団体が自力で建てたというふうな建前になってきておりましたので、そこへ持つてきて中学の課程が義務教育に加わるといふようなわけで、これは追加の何でございまして、非常にそのときに中学校を一時に必要とするというふうなわけで、地方団体の財政上に非常に大きく当るといふようなことで補助率を高めた経緯でございまして、第二点についてお尋ねのことでございまして、

○二階堂委員 ただいま原さんの御説

明はよくわかるのです。学校の建設に

ついでに補助は、たとえば文部省関係で不正授業解消に関する法律があります。これはそういう事態が起つてきたとき初めて自治体が文部省なりあるいは大蔵省、自治庁に申請して、教室が足らぬからせよこれを作ってくれという問題が起つて初めてそういう問題が起つてくるのです。あるいはまた災害が起つたときの補助とかあるいは老朽校舎に対する補助とか、これは文部省の規定にありまして、しかし公団の住宅に關しましては、これは一年か半年の間に何千戸というふうな住宅が集団的に建つわけでありまして、これは不正授業が起つたような場合と性質が違つて、一ぺんに一万とか二万という人間が移動して移つていくので、当然そこ

に学校という問題が起つてくるのは常識であります。そこで親、子供は学校の問題に困るわけでありまして、当然何万戸というふうな住宅を建てると

から考えられます。学校について

てやることが主であつて、学校のこと

は二次的に考えていけばいいという先

ほどあなたに御意見であります。これは住宅公団の場合を考えてみますと、これはほとんど何年かのうちに何万戸と建つのでありますから、当然子供の問題が起つてくるのであります。当然公団の予算の中に学校の予算も組んで、そして学校も建ててやるという親切が並行してこそ、りつぱな住宅政策が行われたいと思つたのであります。そういうふうな並行した予算措置を当然あなたの方としてもお考えにならなければならぬ。ただ住宅のことばかりを考慮していかばいいのだ、学校は二次的に考えていけばいい。自治体が自分の予算で作るだらう、私はそういう考え方であつてはならぬと思つた。この点につきましては、私はこの二十四条の中の規定にも不満があります。住宅の総合計画の中に一定の区域を設けて、そしてどんどん住宅を建ててやるのですから、建ててやる場合には、当然学校という問題も並行してお考えにならなければならぬ。それには予算措置がなければならぬ。それは予算措置がなければならぬ。並行して建て分の一とか三分の一とか、これは規定があるであらう。しかしこういう場合は手ぬるいのです。文部省の規定があるから、その一般の規定を適用すれば事足りるのだ、こういうことではない。何のためにこの法律を出すの

おる。私はこの法律案はどうも手ぬるいと思う。このような一日もゆるがせにできない緊急な事態を、何とか解決しなければならぬということでの法案が出て、これからあと基本計画は立てられて、整備計画は立てられて、そして実施事業計画に移されるわけであります。その場合そういうような予算措置が並行して行われていかなければ、幾らりっぱな計画をお立てになっても精神の入っていない死んだような法律になってしまふ。私はその点を一つとくとお考えになっていただきたいと思ふ。なおまた、この予算の補助に並行して当然起ってくるのは地方債とか起債の問題です。このことにつきましても私は、自治庁の行政部長さんもお見えになっておりますが、これは並行して同じような考え方でいかれるべきものとお考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいかぬと思ひます。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(興)政府委員 実は起債の問題は財政部長の方がよかったです。出ましたので私からかわつて御答弁申し上げます。今お話の通りこの仕事をやるについては大きな資金があることは明瞭でございます。この法律にも特に企業債について特別な扱いを書いてあるのをごさいます。自治庁といふたしましては、この法律に書いてある趣旨に従ひましてできるだけのことは考えたい、そういうふう存じております。

めな、書いたものがあるからわかつておる。こういうことであつたらぬから、もっと積極的にこういうようにしたいとか、すべきだというお考えがあつてしかるべきものと思ふからお尋ねするのです。書いてあるからこの通り一々やりますというところは当然なことで、具体的にいふならば当然な計画が出ておられませんので、幾らここで質問してみましたがどうもよくない。次に第三十一条資金の融通等に関する規定であります。一回は、整備計画又は事業計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならぬ。これは先ほど申し上げましたように、計画が立てられると当然そういうようなことがついてこなければならぬわけであり、並行して考えなければならぬわけであり、私はこれは非常に不安な点です。これは大蔵省の原さんを目の前にして何です。ことごとくはくらの意見が衝突するのは、計画を立てても予算は削られていく。金は出さないとどうなるかとお考えであります。ほんとうに仕事をしようという立場に立つてみますと、これはこんなことでは東京都の整備、この付近の整備計画を立てて仕事をやるという上から考えますと、こんなことではどうするかということになるのが当然な点です。これはやはり私は考えなければならぬと思ふ。こういうふうな抽象的な文句では、私は絶対に納得ができません。そこで私は、大蔵省の方にもっと積極的に、この事業計画を遂行する上について、こういうよう

な抽象的なことではいけないのだ、もっと積極的に資金の融通とかあつせんとするお考えがあるかどうか。具体的に申し上げますならば、北海道開発等にについては資金のワケを設けられて、資金の裏づけをちゃんとやって解決しようというふうな、具体的なワケ等が設けられておられますが、私はそういうふうなある一定のワケでも作つて、積極的にこの実施計画の裏づけをしていこうというふうな考えがなければ、この法案の精神というものは、十年たつても、二十年たつても、百年たつても実施ができませんと考える。そういうふうなことに、大蔵省の当局としてどういふふうにお考えになっておるか。ただ単に予算の制限があるし、財政規模の関係があるからむずかしいなどというふうな、通り一べんの御答弁では私は納得しかねる。大蔵大臣にどうに考えてもらえども、明確な答弁が得られるかと思つておられますが、大蔵大臣は始終おられますから、あなたの立場からどうしようとか、すべきだという意見があると思ひますから、その意見を一つ述べて下さい。

産的な仕事またはいろいろ首都建設の仕事というものが、大事なことだといふことはよくわかつておられます。従いまして十分という方面に積極的な態度でやりたいという気持は十分持つておられます。現に今これは一つの例でありますが、三十一年度予算並びにこれに伴います財政投融資の計画の中で、私の記憶いたします首都関係のもので、地下鉄の建設資金というものが非常に大きな御要求がございまして、これはキロ当りの価格も非常に高くつくものでありますけれども、実はこれは内輪の話であります。中で相談いたしましたときに、こういう計画は相当出してもどんどん促進しなければならぬといふこと、かなりな資金がついたといふようなこと、記憶もございします。首都の建設に相当本格的な手を打たなければならぬといふのは、もう常識でございしますから、出さないというふうな気持ではなくて、積極的に出して参りたい。ただそこから見て、資金をいかに出さないように見えますのは、何分財布の中が少なくて、そうしてつけがきまつておりましたので、決して出さないといふ気持でやっておるのではないといふことを特にお話して、御了承をいただきたいと思います。先ほどの学校のお話も、一方で地方債や何かの方では、十分資金がつくといふような実情も考えられますので、決して学校は二の次だといふふうにお考えおるんじやありませんから、その点もあわせて御了承いただきたいと思います。

○二階堂委員 地下鉄の問題については非常に積極的に出していただいたところで、どうなことで、東京都の問題についても、これはきわめて生産的な仕事になるわけであり、地下鉄に協力して下さつたような努力すべきだ、「努めなければならぬ」といふようなことではなく、すべきだといふふうな積極的な考え方で三十二年の予算措置のときにも十分考えておりましたように、学校の建設予算についてもどうも私の考え方とあなたとの考え方は違ふ、だから私も積極性が私はないと思ふ。われわれは、政治的な面からこれだけの仕事はしなければならぬと考へて、こういう計画も立てられるし、また立てさせなければならぬと思ふ。仕事をやる面からいへば、金が必要とは当然です。この金を用意しようといふことを申し上げておるわけではない。その施設が適切なものであつたら、思い切つて五カ年計画なら五カ年計画を立てて、この東京都内の道路網の整備ということをお考えしてみても大へんな仕事なんです。それだけの仕事を一年や二年、あるいは五カ年に思い切つてするのは相当な金が必要。それをやることによつて、大へんな経済効果が出てくる。これはある程度思い切つた予算措置をしていかなければならぬ。昭和三十一年度にはわずかの金しかついでいない。三十一年度から仕事をやれないのに、この中には三十二年度から事業計画に移すということが書いてあります。私はそういうことではないかと思つておられます。ですからそういうお気持でこの資金の融通あつせんに努めて、大蔵省当局とされましてもお考えを願ひたい。同時に北海道開発についての資

金の別ワクというものは、金庫という
ようなものを設けられてやっております
が、私はそういうところまでいかな
ければ、ほんとうにこの整備計画を
実施することはきわめて困難だ。これは
困難だ、困難だ、財政の状況があつて
許されないということでは、毎日々々
人口がふえて混雑して行くこの際とし
て、東京の整備というものは百年たつ
てもできないことだ。これをやるに
は、委員長とか大臣が相当腹を据えて、
思い切つてこの仕事をやらなければ大
へんなことになるといふことは明らか
であります。従つて私は、こういうこ
とをくどくどしく申し上げておるので
あります。

さらに自治庁の方も見えておられま
すから、同じような関連したことであ
りますが、三十二条の地方債の問題に
ついてであります。これも地方公共団
体の財政状況が許す限りこれを許可す
べしというようなことが書いてありま
す。地方債につきましても、財政の状
況が許す限りというワクをはめられて
おつたのでは、今申し上げるような事
業計画というものはできない。いつも
そうでしょう。予算のワク内において
とか、公共企業体の財政状況が許す限
りというように一定のワクをはめてし
まつておる。ワクをはめてしまつてお
れば、幾らりっぱな計画を立てよう
としても、これは立てられないことにな
ります。裏から見ればそういうことにな
る。たとえばこの区域の中に入つて
おる団体が、再建整備の適用を受ける
ような団体であるならば、幾らりっぱ
な計画を立てられても、いやあなたの
ところは財政状況が悪いから——財政

ある以上は、この法律によりますと、
あなたのところは、財政状況が悪いか
ら、幾らりっぱな計画を立てになつ
ても仕事ができないといつて断わられ
るよりほかにない。そういうことで
あつては、この法律の精神は生きてこ
ないといふことは、あなたもよくおわ
かりだと思ふ。ここでこの法律をたて
にとつて、幾らあなた方に言つても始
まらないけれども、ほんとうにこの事
業計画は実施されない。この法案の提
案理由の中にも、これらの計画をば強
力に推進するために法案を出すと言
つてある。強力で推進しようと言つてお
りながら、一方では予算がありません
から、地方では地方の財政状況があな
たのところは悪いからといつてワクを
はめられておつては、この計画は一歩
も前進しない、実施できないというこ
とになることは明らかであります。で
すからこのような計画が膨大な計画に
なると思ふのであります。その計画
を一年や二年でやるというには何百
億か何千億か要するでしょう。そんなべ
らばうなことを申し上げておるのじゃ
ない。こういうような問題が具体的に
起つてきた場合には、必ずこの条項に
よつて、あなたのところは財政状況が悪
いからこの計画はできないといふこと
にぶち当たることは明らかです。従つて
そういう場合には、積極的に計画を推
進していくために、自治庁当局として
も地方債あるいは起債等については、
たとえあなたの団体が赤字再建整備の適
用を受けるような団体であつても、そ
ういふものは無視していくといふと語
弊がありますが、そういうものはこの
計画の内容ともならみ合せて、ある程
度考慮して、起債等においても十分め

んどろを見るという御意思があつてよ
ろしいと私は思うのですが、自治庁当
局とされましては、この点については
どういふふうにお考えになるか。条
文に書いてあるから、私どもはその通
り守つていけばよろしいのだという先
ほどのあなたのお答えであります。私
が、そういうことではいけないと思ふ。
希望の御意見であります。そうい
う事例が具体的にでてきた場合には、
あなた方もそういうふうには……ある
のだ」と呼ぶ者あり。あるならばな
おけつこう、あるといふことと問題をと
らえて開発していくという積極的な熱
意があつてしかるべきだと思ふので
が、そういう点について自治庁の行政
部長の御意見を承わりたい。

○小林(興)政府委員 私からは、行政
部長ですからまことに答えにくい面も
ありますが、われわれといたしまして
も、この仕事の必要性、重要性は十分
痛感しておるのであります。これが
強力で進められることをわれわれ自身
も思つております。それでございま
すから、自治庁といたしましては、所管
の仕事の部門につきましても、できる
だけの力を注ぐべきものだと思つてお
ります。ただ問題は、主として企業債
の問題で、それぞれの団体の赤字団体
等との関連の問題であると思ひます
が、今かりに再建整備団体があつたと
いたしまして、再建整備上どうしても
要する仕事は、十分に考えながら再建整
備が進めらるべきものだと思つてお
ります。全く財政を無視していくとい
ふことはもちろんできる相談ではありま
せんが、この法律の趣旨を十分に体し
まして、できるだけのことはやるつも
りでおりますから、御了承願ひたいと

思ひます。

○二階堂委員 たとえば再建整備の適
用を受けるような団体があつた場合
に、そういうようなところがこの計画
の中に入つていた場合にはどうです
か。積極的にそういう点も考慮されて、
起債等については十分めんどろを見て
やりたいという御意思があるかどう
か。その点も一ぺん念のため何つて
おきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 再建整備団体が
具体的再建整備計画をどう立てるか
ということになります。いかに再建
整備団体になりましても、どうしても
要する仕事はやらざるを得ないものがあ
るわけでございます。しかしながら再
建整備計画が成り立たぬようなことは
もちろんできません。それでありま
すから、計画が成り立つ限りにおいては、
そういう必要な仕事につきましてでき
るだけ考えるようにいたしたいと思ひ
ます。

で予算に計上されるだらう、あるいは
強力で予算の裏づけというものが可能
になつてくる。この新しい法案を見て
みましても、そういうことは出されて
いない。従つてこれは骨抜き法案に
なつてしまふような心配があると私は
申し上げるのであります。どうしても
やはりこの膨大な計画を履行し
ていくためには、その基本計画なり、
事業計画というものは閣議の決定を求
めなければならぬ。もちろん閣議決
定をされましたもの、たとえば特殊土
壌法のごときも五カ年計画を立てて、
閣議の決定を経ておると思ふのであり
ますが、それにして、五カ年間で約
六割そこそこ、七割程度しか予算の裏
づけができていないといふような実情
もありません。しかし閣議決定をされる
ということになりますと、当然政府
の方においても、ある程度の予算を義
務づけられることになる。ただいまの
この法案の内容では、どこにもそうい
うような財政的な裏づけを義務づける
ような条項というものが出ていない。
私は当然予算措置が、三十一年度には
してありませんが、三十二年度の予算
については、國は相当切つて予算
をつけないければなりません。その計
画等ができた場合には、やはり閣議ま
で持つていって、閣議で決定をされる
ようにせられるのが当然であらうと考
えております。

最後に、もう一点お伺いをしておき
たいと思つてあります。この機構
定員の問題であります。現在はこの首
都建設委員会の事務局に十三名、今回
建設省から七名、運輸省から二名、計
二十二名、こういう定員になつておる
ようでありまして、私は将来の計画等

にかんがみまして、ほんとうに仕事をやるうというような段階になると思っておりますが、そういったしますと、わずかに二十名くらいではどうしてこの膨大な仕事はできていかならないと思っております。そこで私は、この人員も相当ふやされる必要があるのではなからうかと考えるのでありますが、同時に機構の整備も、私はほんとうに基本計画を立てられ、実施計画を立てられて、それが仕事に移されるだけのしつかりした機構を整備される必要があると思っておりますが、この法案によりまして、そういうようなことは載っておりません。これは私はなほ不備だと考えております。そこでこの定員機構について政務次官はどういうふうな御構想を持っておられるか、この点をお伺いしたいと思います。

○堀川政府委員 定員につきましては、先般もお答えいたしましたのでありますが、本年は御承知のように、この法案が上ります前に大体予算の原案が決定いたしておいたので、予算的処置ができたのであります。そういう関係から定員を各省からもらって、移しかえをするような程度で、二十名が現在の定員になっておるのであります。おっしゃる通りに、何とか機構も充実し、人間の数もふやして、できるだけこれを強力に推進して、早く実行しなければならぬということ、政府として考えておる次第であります。定員が幾らになるかということ、現在のところ、本年度はできないのであります。来年度は何とか大蔵省とも相談して、でき得る限り多数の人員を認めていただきたい、かように考えております。

○二階堂委員 私は二十二名ではとても困難である。しかもまた部制も、計画部なりあるいはその他も一部くらい設けて、着実にこの計画が実行に移されるような準備をされるべきだと考えております。二十二名程度ではとてもむずかしい。やはりこれは三十名程度人員をふやして、機構の整備をはからなければいかぬ。これは予算がついて仕事はしないわけでありまして、来年は予算をつけてもらって仕事をやるわけでありまして、その準備をしなければならぬ。昭和三十一年度から人員をふやしたらどうだろうかというふうな政務次官の御意見であったのであります。私はことしから人間もふやして仕事をやっていたらなれば、来年の間に合わないと思っております。従って、ことしある程度の人員を当然ふやさるべきだと思っております。この法案が提出されるときに、大蔵省との話し合いで、人件費等も相当要る、その当時の要求は定員二、三十名くらいふやすということがあったかに伺っております。そのときに、予算的に何千万という予算を計上することはむずかしい。これは私の聞き違いかもしれませんが、もしそういう事態が起つたら、予備費からでも人件費を見たらどうかという話し合いで、この法律案が提出されたというのを承わっております。私は当然これは、この委員会において定員増をどうしてもお願いいたしていただきたいと思います。もしそうした場合、予備費から出すというその当時の話し合いです。約三千万程度の要求があるようでありまして、その金をお出しになる御意思があるかどうか。そうしてもらわなければ人はふやせぬのであります。その点について大蔵省の御意見を承わりたいと思っております。

○原政府委員 ただいま政務次官からお答えがありましたように、予算の編成の時期と本件が持ち上って参りました時期と、本件が非常におそく持ち上って参りましたので、それらの関係から予算措置がでないということ、三十一年度は予算総則の中に、この特殊な事態に備えるために、職務権限がある役所から他の役所に移ったという場合に経費等を持つていって、その役所で使えるというふうな規定がありますので、それのできる限りにおいてやるという考えでございます。なお予備費はどうかというお尋ねでございますが、予備費は、予見がない、そうして臨時緊急な必要に充てるためのものであるということが憲法、財政法を通じてございまして、政府のかなり重要な機構をどうするということの問題につきまして、やはり予備費でなく、予算に組んで御決定を経て実施するのが筋合いと思っております。予備費によって定員をふやしますことはいかがかと実は考えております。ただいま申しました時期的な関係がありましたので、最後の段階で、調整につきましては、たしか五百万でありましたか相当額を追加して計上しております。なおその後人員の移しかえにつきましては、各省よく協力する気持でございまして、原案を作りましたので、一つ御了承を願いたいと思っております。

○二階堂委員 五百万そこそこの金ではどうにもならぬのであります。私はやはり定員は二、三十名ふやしてもらわなければ、仕事ができないと思っております。従ってその人件費が一つもないということであっては、仕事がつまみできないことになる。二十二名ではどうでもよいと思っております。機構もこのようない向わけのわからぬ機構であってはいかぬ。もう少し機構も整備して、計画を立ててもらわなければならぬ。それに三千万程度の人員費が予算総則の規定によってもどうしても出ないということであれば、これはどうにもならぬということになります。それではいけない。どうしてもこれは三千万程度の金は、何とか出してもらわなければいかぬと思っております。もしこれがどうしても出ないということであれば、二十名三十名程度の人員をふやすには一体どうしたらいいかということをお考えなければならぬ。法律はでき、仕事はやらなければならぬ、人件費は出さぬ、こういうことでは何にもならぬ。そこでもしどうしても三千万程度の金が予備費の方からも出せない、どうにもやりくりができないというところであるならば、一体あなたはどうして下さるのですか。何かそこに定員をふやしていくような、実際に仕事ができるような考えをお持ちにならなければならぬと思っております。何かそれについて名案がありますか。

○原政府委員 政府といたしましては、本案でやれると思つて御提案申しております。よろしく御提案申しております。

○二階堂委員 本案でやれるというふうにあなはお考えになっておられるかわかりませんが、私どもは二十名程度では仕事ができないと思っております。従って、どうしても定員は二十二名プラス三十名というものを確保して、この法案の精神を着実に生かしていくことをしなければいかぬと思っております。これはさきに申し上げましたように、私の気持であります。信念でありますので、どうしても、この人員をもっとふやして、部制もはっきりとしたものをして仕事をしたいと思っております。この点について委員会等においてさらにも一つ御検討願つて、修正などをいたしまして、どうしても二、三千万程度の金を出してもらうように工面をしていただきたいと思います。私はこれはできないはずはないと思っております。原さんはどうしてもむずかしいと言われますが、わが三千万程度の金でありますから、できないはずはないと思っております。どうしてもそういうふうな工面をしていただかぬか、あるいはそれができなければ、何かほかの方法をもって二、三十名定員をふやすということを具体的に考えていただかなければならぬ、かように考えますので、この点を私は強く主張いたしまして、これ以上議論はいたしません。これで私の質疑を打ち切ります。

○徳安委員長 木崎君。

○木崎委員 ただいまの御質問に早速をいたしまして、私も二三ただしておきたいと思つてございまして、実は一昨日でございまして、委員会におきまして前田三編両議員、並びに本日二階堂議員から同じ点を指摘されておるのでございまして。私もやはりこの法案をながめましたときに、同じような観点に立つて政府側の考え方をただしておきたいと思つてございまして。

先ほど来二階堂議員の御質問に対する大蔵省側のお話を承わっており、と、首都建設というものはどうしても強力に進めなければならぬのではないかと、政府としてはこれについて積極的な手を打ってきたい。こういうような御答弁をしておられるのでございますが、反面、それならばこの法律に伴う予算の裏づけはどうか、こういう二階堂議員の御質問に対しては、これだけの法律を出しておきながら、わずかに二十二名の、それもしかも新たに機構を整備する場合には、新しい予算の持ち出しは一銭もせぬということ、これを進めようとしておられるので、私がお考えになっておられることが、ぜひいぶん前後矛盾しておると思うのでございます。そこでこの法律は、従来の首都建設法とは違つて、広域な地帯に首都の百年の計をおろして、こういう思想に立っているのではありませんか、その意味においては大きな飛躍だと思つておられます。ところが、かくのこの考え方が、先般来皆さんからも御質問があります通り、機構の問題と予算の裏づけの問題でまことに徹底しておられない。言いかえれば、仏を作つて魂を入れないというような法律になっておると思つておられます。

そこで、だんだん皆さんの御質問から話が詰まってきたりしますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大蔵省側の意見を聞きたいと思つて、さつきも二階堂議員の質問に対して政務次官から、今度の制度の運用上委員会の運用ということが一つの大きなテーマになっておると思つておられます。これに人を得るかどうかということが、今後の総合的な計画を進め、あるいは基本的な問題を取り上げるのに、大きな力になって参ると思つておられます。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのです。が、一体配置転換とおっしゃられますけれども、常勤の大蔵省の委員を置くという構想に対して、どういふ措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しませんが、原次長さんの御見解をお聞きしたいと思つておられます。これは簡単な問題ではありませんが、あなたがさつき言われたように、ほんとうに國が首都の建設をやるうとして、政府が信念を持ってこの法律を出したのだということであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の人数の裏づけがないというところで、さつきあなたが言われたようなことと通るかどうか、これは重大な問題だと思つておられます。それから、この法律案が提案されたときには、予算はすでにきまつてしまつたというよりなことを言つておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治の課題として出た。それにもかかわらず、これだけの法律を出して、機構その他について全く予算の裏づけをしておられないというところは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑はざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるとあなたが言われるけれども、それではやれるという根拠をお聞きしたいのです。そういう答弁をあなたがなさるとすれば、私は与党だけれども、やはり政府側の意見をたださなければならぬ。これだけの基本的な計画を立て、

総合計画を立て、しかも関東六県にも及ぶような重大な国家的な施策を首都圏の軌道に乗せて計画をなさろうという法律の内容を持つておられる。これは、せんか。それについて、従来の首都建設法の十三名と、さらに配置転換によつた総計二十二名で事足りるというあなたの答弁は、さきほどあなたが言われたところの、首都建設は政府が責任を持つてやるという閣議の決定の線に沿う答弁じゃないと思つて、個人的な答弁ならばまだしも、大蔵省を代表しておられる政府側の答弁としては、二十二名でいいのだというのでは、十二名を食つた話だと思つて、われわれではない、各議員がみな、一体こんな機構でできるかということ、まじめに議論しているのです。真剣に検討しているのです。それを二十二名でいいのだという御答弁では納得がいかないのです。そういう点について、一体どういふことをお考えになっておられるのか。

それからさらに予算の裏づけの問題なんです。さつき二階堂議員からも端的に急所を指しておられると思つて、少くとも、この委員会が賛成した後に、これは國家的な首都の建設をやるのですから、閣議決定という線を打ち出すべきが当然と思つておられます。そういう点について御答弁がなかつたようになっていますが、政務次官はどういうふうにお考えになっておられるか。そうして、閣議で決定した総合計画に基いて今度の法律が事業計画を明記している点は、これは私は大きな飛躍だと思つておられます。従来の首都建設がなぜ進まなかつたか。これはいわゆる総合計画の立案だけで、あとはいづゆるペーパー・プランを立てたにすぎなかつた。それから、十一年に何千億というような予算で現在各所に配られておるものを、首都圏の事業として一つの軌道に乗せて、その予算を整備していく、そういうことで総合計画を立てて、そうして一年度ごとのものを事業計画に乗せていくというところに今度のこの法案の大きな飛躍があると思つておられます。従来これがなかつた点で、立てた計画がうやむやになつておつたのでございます。この点は私は非常に大きな飛躍だと思つておられます。しかし、今度の条文の中に、先般も前田議員さん、三鋼議員さんからも御指摘があつたのです。が、首都圏整備委員会の予算一括計上して、実施に当つては各省に移しかえる措置をとるというその法文を、この条文の中にせよ入れられなかつたのか。三十二年度からはそうなるのだ。そうしようというのを政務次官もお答えになっておられますが、それならば、この法律の中にその辺のことを明記しておくべきではないか、こういうふうにお考えですが、そういう点は、何か提案者と特に大蔵省側との案のすり合わせか、お話し合いでもあつたのかどうか。北海道の場合は予算総則で一括計上で書いておられますが、そういうふうな措置を明確に裏づけとしてやるのだから条文には載せなかつたといふことでは、われわれも承服できません。その辺の点も一歩進めて一つお答えをいただきたいと思つておられます。

実は、私は与党ですから、質問はしたくないつもりで、おつたのですけれども、さつきから話を聞いておると、皆さんの答弁というものは現実にこの法案の考へていることと、大蔵省が財布のひもを握っているから当然かもしれないけれども、やはり私は、國家的に取り上げなければならぬような一つの仕事については人は要すると思つておられます。要するところには出さなければいけない。行政機構の整備あるいは人員の整理をやるうといつても、ほんとうに要するところには入れなければならぬ。要らないところはどうするかという問題が残されておるのである。それを二十二名で事足りるというふうなことで大蔵省がお考えになっておられる。これは、これはいづいぶんおかしな話で、先ほどの政務次官の御答弁とも食い違つておられます。閣議で大体きめて出した法案じゃないですか。それについて、政務次官と大蔵省の原さんとの答弁がそんな公式の席上で食い違つておられることは、われわれも驚いておられます。是非、その点を明確にして下さい。

○原政府委員 二十二名でやれないじゃないかというお尋ねであります。まさにおっしゃる通り、政府が責任を持つて提案いたしました以上、やれぬというところは毛頭ないと思つておられます。もちろん人数が十分か十分かという見解の相違はございませうし、私どもも、いろいろな部門で人数が足らぬ、足らぬと言われれば、これは人数だけではございませぬ。金につきましても足らぬ足らぬと言われれば、それぞれその立場においてそういう事情があるという点は多々ございませぬ。せつかく政府内でもいろいろ

る軒余曲折を経てまとめた数字でありますので、これが十分であるというよりな響きを与えたとしたら間違いでございませぬ。不十分であるが、三十一年度はこれでやっていただきたいというのとてまとまったのだと思つてます。

なお、いろいろあるなあれについて手違いと申しますが、うまく各措置が並んでいないというらみがありますが、この点については一言釈明させていただきます。なるほど最終的に政府が責任を持って御提案申しておりますが、本件が動きまますについては、率直に申して、時期的にかなりおそきに具体的な問題として出て参りました。予算の編成というものは、毎年の八月末に御要求を出していただくのであります。非常におそくなつて、もう予算のまとまりまます。く間近になつてお話が出て参りまして、従いまして、十分関係各省の間に打ち合せをするといふとまもないという事態であつたのであります。にもかかわりませぬ、非常に重要な問題であるといふことで私どもも真剣になつて考え、また、ただいまお話の政策事項として取り上げられたことももちろんでありまして、そういう意味では、関係の方々と十分予算全般の打ち合せの一環として取り上げて判断をつけてございませぬ。そういうような意味で、確かに前年の年から準備した他の諸項目とは、これに対する対策のそろえ方が足らぬといふことは、おっしゃる通りだと思つてますが、そういうことでやむを得ないというふうに、ごかんべんいただきたいと思つております。何分非常に大きな問題でありますから、もっと早く私どもの方に原案をいただき、また政

府部内で練りますれば、もっといいものができたというふうに、率直に思つております。が、この辺はやはり事柄の後があらうてそういうふうになつたというふうな御了解願いたいと思つてます。

最後に移しかえの問題であります。これにつきましても、予算のまとまりまますまで十分関係各省の打ち合せがつかぬというふうなことからやるといたしますれば、三十二年度からといふことになりまます。この点はなお十分御希望を体しまして、関係各省の間で打ち合せて、善処をいたしたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○堀川政府委員 閣議決定にしたらどうかというふうなお話でありました。行政委員会でありまますので、閣議決定と同じような効力があるのじゃないか、かように考えまます。

それから事業計画の移しかえというのは、今も原さんが言つておられたように、今話したつたものではあります。が、各省との程度の移しかえをするかといふことの程度になつておりました。移しかえをするといふことに対しては、間違いないと考へておりました。

○木崎委員 時間の関係もおありのようです。いま一点だけお聞きしたい。原さんのお答えではどうも私は納得ができません。公式の席上では私は原さんとは初めて議論をするのですが、少くとも与党が首都建設の問題をとらえた過程においては、私はあなたとずいぶん議論をしてきたつもりなんです。そうしてわが党におきまして首都建設の問題を正式な課題として取り上げて——これはもちろん社会党さ

んと御連絡をしておるので。取り上げて、予算の要求の中には、これだけの構想を進めていくには、少くとも機構と予算の問題の明確な裏づけがなければ進まない。そこで人員の問題、機構の問題については五十二名という要求を、少くとも大蔵省には、与党内部においては特別委員会を設けてやっておつた。これは木崎議員一人じゃないんです。特別委員会の立場でやっておつたのです。それにもかかわらず、大蔵省当局の一方的な見解で二十名で事足りるというふうなことの予算措置をなさるといふことは、私はこれはずいぶんおかしいと思つておる。そこで私は再度お聞きしたいのですが、首都圏の事務局長さんもおられますが、従来首都圏の事務局長として、部下十三名を率いてあなたはこの仕事をやつてこられた。そこで今度の法律の事業分量がどのくらいのものかといふことは、あなた自身大体的想像がつくと思つて。今原さんは、二十二名で大体足るので、政府が責任持つて提案した以上は、これで十分だからといふことで提案をしたという機械的な御答弁なんです。実際にこの法律を運営なさる首都圏の事務局長として、従来の立場からこの法律の事業分量をお考えになつたときに、一体どのくらいの人員がいるのか。われわれは従来の委員会の方々の意見を総合すると、大体五十二名程度の人員でなければとてやつていけぬといふ観点に立つて議論をしておるのですが、あなたは体験上、数字についてどのくらいの考えを持っておられるか。これはもちろん頭数ではないと思つて、参考のためにそういう点も明確にしたいと思つておる。

○原政府委員 先ほど来から申しますように、これで十分だといふふうに申し上げたようになっておつたら間違いで、私どもとしては、不十分でしょうが何とかこれでやつてほしいといふ以外になつたといふことではございませぬ。従いまして、委員会においても何と申したいとお話があるに、予備費を出した例は、おっしゃる通り確かにございませぬ。しかし例として悪い例があり、悪い例はならぬといふことには、私どもも考へておりました。そこで、それじゃ何と申したかといふことについていろいろお話があるに、大蔵省当局はどうなさるかを一つ承わりたい。それもできないといふならば、さつき二階堂さんが御質問になつたときにあなたはどういう答弁をなさつても、人間が三十名くらい足りないといふことはあなたも十分腹の中では御承知のほうです。ただ政府が出してしまつたから、足りないといふことも言えないのだからと思つておる。それが、それが二階堂さんに対する御答弁は、ずいぶん不親切な答弁じゃないかと思つておる。そこで至つた以上は、あなた自身が責任を持って各省から必要な人員を配当して、そして委員会の協力を求めたならば法律にしていく、これは大蔵省としても国民のために考へていふことではないか。何もそり面子にとらわれることではないと私は思つて。われわれは国民のために法律を作つておるので、いかにゆるお役人の気質をまる出しにされないで、何とか一つお話し合ひたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○原政府委員 先ほど来から申しますように、これで十分だといふふうに申し上げたようになっておつたら間違いで、私どもとしては、不十分でしょうが何とかこれでやつてほしいといふ以外になつたといふことではございませぬ。従いまして、委員会においても何と申したいとお話があるに、予備費を出した例は、おっしゃる通り確かにございませぬ。しかし例として悪い例があり、悪い例はならぬといふことには、私どもも考へておりました。そこで、それじゃ何と申したかといふことについていろいろお話があるに、大蔵省当局はどうなさるかを一つ承わりたい。それもできないといふならば、さつき二階堂さんが御質問になつたときにあなたはどういう答弁をなさつても、人間が三十名くらい足りないといふことはあなたも十分腹の中では御承知のほうです。ただ政府が出してしまつたから、足りないといふことも言えないのだからと思つておる。それが、それが二階堂さんに対する御答弁は、ずいぶん不親切な答弁じゃないかと思つておる。そこで至つた以上は、あなた自身が責任を持って各省から必要な人員を配当して、そして委員会の協力を求めたならば法律にしていく、これは大蔵省としても国民のために考へていふことではないか。何もそり面子にとらわれることではないと私は思つて。われわれは国民のために法律を作つておるので、いかにゆるお役人の気質をまる出しにされないで、何とか一つお話し合ひたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○原政府委員 先ほど来から申しますように、これで十分だといふふうに申し上げたようになっておつたら間違いで、私どもとしては、不十分でしょうが何とかこれでやつてほしいといふ以外になつたといふことではございませぬ。従いまして、委員会においても何と申したいとお話があるに、予備費を出した例は、おっしゃる通り確かにございませぬ。しかし例として悪い例があり、悪い例はならぬといふことには、私どもも考へておりました。そこで、それじゃ何と申したかといふことについていろいろお話があるに、大蔵省当局はどうなさるかを一つ承わりたい。それもできないといふならば、さつき二階堂さんが御質問になつたときにあなたはどういう答弁をなさつても、人間が三十名くらい足りないといふことはあなたも十分腹の中では御承知のほうです。ただ政府が出してしまつたから、足りないといふことも言えないのだからと思つておる。それが、それが二階堂さんに対する御答弁は、ずいぶん不親切な答弁じゃないかと思つておる。そこで至つた以上は、あなた自身が責任を持って各省から必要な人員を配当して、そして委員会の協力を求めたならば法律にしていく、これは大蔵省としても国民のために考へていふことではないか。何もそり面子にとらわれることではないと私は思つて。われわれは国民のために法律を作つておるので、いかにゆるお役人の気質をまる出しにされないで、何とか一つお話し合ひたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○原政府委員 先ほど来から申しますように、これで十分だといふふうに申し上げたようになっておつたら間違いで、私どもとしては、不十分でしょうが何とかこれでやつてほしいといふ以外になつたといふことではございませぬ。従いまして、委員会においても何と申したいとお話があるに、予備費を出した例は、おっしゃる通り確かにございませぬ。しかし例として悪い例があり、悪い例はならぬといふことには、私どもも考へておりました。そこで、それじゃ何と申したかといふことについていろいろお話があるに、大蔵省当局はどうなさるかを一つ承わりたい。それもできないといふならば、さつき二階堂さんが御質問になつたときにあなたはどういう答弁をなさつても、人間が三十名くらい足りないといふことはあなたも十分腹の中では御承知のほうです。ただ政府が出してしまつたから、足りないといふことも言えないのだからと思つておる。それが、それが二階堂さんに対する御答弁は、ずいぶん不親切な答弁じゃないかと思つておる。そこで至つた以上は、あなた自身が責任を持って各省から必要な人員を配当して、そして委員会の協力を求めたならば法律にしていく、これは大蔵省としても国民のために考へていふことではないか。何もそり面子にとらわれることではないと私は思つて。われわれは国民のために法律を作つておるので、いかにゆるお役人の気質をまる出しにされないで、何とか一つお話し合ひたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○原政府委員 先ほど来から申しますように、これで十分だといふふうに申し上げたようになっておつたら間違いで、私どもとしては、不十分でしょうが何とかこれでやつてほしいといふ以外になつたといふことではございませぬ。従いまして、委員会においても何と申したいとお話があるに、予備費を出した例は、おっしゃる通り確かにございませぬ。しかし例として悪い例があり、悪い例はならぬといふことには、私どもも考へておりました。そこで、それじゃ何と申したかといふことについていろいろお話があるに、大蔵省当局はどうなさるかを一つ承わりたい。それもできないといふならば、さつき二階堂さんが御質問になつたときにあなたはどういう答弁をなさつても、人間が三十名くらい足りないといふことはあなたも十分腹の中では御承知のほうです。ただ政府が出してしまつたから、足りないといふことも言えないのだからと思つておる。それが、それが二階堂さんに対する御答弁は、ずいぶん不親切な答弁じゃないかと思つておる。そこで至つた以上は、あなた自身が責任を持って各省から必要な人員を配当して、そして委員会の協力を求めたならば法律にしていく、これは大蔵省としても国民のために考へていふことではないか。何もそり面子にとらわれることではないと私は思つて。われわれは国民のために法律を作つておるので、いかにゆるお役人の気質をまる出しにされないで、何とか一つお話し合ひたいというふうな御考えをいたしたいと思います。

○松井政府委員 首都建設委員会の現在の仕事の量と、今問題になっております首都圏整備委員会の仕事の量との関係から、人員等についてどう考えるかという御質問でございます。首都建設委員会は東京都の区域の中の計画を立てるわけでございますが、首都圏整備委員会は、その周辺数十キロという非常に広い地域についてやることになっておりますので、仕事の量はおそらく三倍くらいになるのじゃないかと推量いたします。それで、現在は委員会の事務局の人員は十三名でございますが、当初は二十五名で出発いたしました。その当時の話を伺いますと、当時定員を五十名要求いたしましたのでございますが、それが結局二十五名にきまつたようなわけで、その後だんだん人員が行政整理の関係で減って参りました。現在のような状態になっております。それで今度の首都圏整備委員会につきましては、在来の首都建設委員会が、そんな工合に予定の人員がなかつた上に、だんだん減って、いつまでもだんだん仕事をやっておるということじゃはなはだおもしろくないので、なるべく短期間にある程度の計画の仕上げをしてしまつて、あとは仕事の推進をやつていくようにしたいというふうな要望が強いのであります。そういうふうな見地から、先般も事務局といたしまして、独自にどのくらい人間が要るかという計算をいたしました。大体八、九十名くらい人間が、できるならばそういう短期間の仕事をやる上には必要じゃないか、かように考えられるのでございます。それで先ほど原次長の方から二十二名でやれるというお話がありました。こ

れは二十二名でやれるだけの仕事をやつていこうという意味でございます。それだけで十分だという意味ではなかつたという御趣旨のように私考えております。

○木崎委員 私はいちらの方の席に回つて、野党の立場で質問するならばいふん言いたいこともあるのです。こういうことでは実際社会党さんにも申しわけないと思つて、こういうものを出しておいて、政府部内で意見の調整がついていない。そこで至急に政府部内で意見の調整をなさつて、予備費で出せないならば、配置転換して、必要最小限度のものは責任を持って出すということの措置をして、そして次の委員会まであらためて責任のある回答をほしいと思つて、そういうことが明確にならないと、これは与党だから協力したいけれどもできませんよ。それできょうは時間の関係もありませんから、私の質問は保留させていただきます。一応これで打ち切つておきます。

○三鋼委員 ただいま二階堂委員及び木崎委員から、この予算措置につきまして、いろいろと条理を尽してお話があったのでございますが、国としては国民の納めた税金はできるだけ効率的に使わなければならぬという、そういう建前から考えまして、せっかくならばいろいろ大構想を持つて、首都圏をりっぱに作つていこうという気持なんではないかと、やは法律を作つた以上は、その運用が十分とはいかなくても、これで何とかいけるという、やはりそういう機構と人員というものがなければ、お金が死んでしまふと思つて、そういう立場から考えましても、

人員の配置転換とかその他で何とかできるのではないかと思つて、善処いたたくようにお願いいたしておきます。

○徳安委員長 次会は公報でお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

〔参照〕
官庁官制法の一部を改正する法律案
(田中角榮君外九名提出)に関する報告書
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月五日印刷

昭和三十一年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局